

## 第6期（R6.4.1～R9.3.31）におけるオオクチバス等の 再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準

### I 審査基準

当該水域と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギル（以下、オオクチバス等とする。）が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

### II 審査基準への適合性についての判断基準

#### 1 共通事項

##### (1) 逸出防止施設について

- ① 河川法第24条、第26条第1項、第55条第1項に係る許可のうち、施設設置に必要な許可が得られている施設とする。
- ② 逸出防止施設の設置以前において、既存の知見により当該水域から逸出しているオオクチバス等の大きさが推定される場合は、三重の網あるいは網に変わる構造物のうち、少なくともその1つは推定された大きさのオオクチバス等が通過できない目合、あるいは通過を阻止し得る構造もしくは機能を有する施設とする。
- ③ 逸出防止施設の設置以前において、既存の知見により当該水域から逸出しているオオクチバス等の大きさが推定できない場合は、管理が可能な限り小さな目合とする。

##### (2) 施設の管理体制について

###### ① 点検方法

申請者は定期的に巡回を行い、施設の目的とする機能が維持されているか別紙を参考に点検項目をより具体的に定めて保守点検を行うとともに、施設に付着したゴミ等の除去を行う。施設に付着したゴミ等の除去に伴う洗浄作業において、オオクチバス等が逸出する可能性がある場合は、作業を統一するための作業手順マニュアルを作成する等対策を講じ、対策内容を内水面漁場管理員会に報告する。

###### ② 点検頻度

原則毎日、網上げ点検は毎月1回以上

###### ③ 不具合発生時の対応方法

申請者は施設が老朽化したり、破損した場合は速やかに補修を行うとともに、補修・修繕完了後、施設の構造及び機能の確認を十分慎重に行う。施設の不具合により、当該魚の逸出が否定できない場合は、申請者は、施設の不具合を発見及び補修・修繕が完了した翌日から、最低2回連続して逸出魚が確認されなくなるまで電気ショッカー等による集中的な捕獲に努めるとともに、破損状況と補修・修繕の状況、逸出状況及び駆除結果を内水面漁場管理員会に報告する。捕獲場所は、後述「(3) 逸出魚の監視体制について ②監視場所」に示す当該監視場所及び同監視場所下流（下流への影響が大きいと考えられる水路に限る）の任意の最低3地点とする。

④ 点検記録方法

申請者は施設の点検結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会に電子メール（PDF を添付する等）やファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(3) 逸出魚の監視体制について

① 監視方法

申請者は以下の方法で逸出魚を監視する。

- ・目視観察及び電気ショッカー等での捕獲による逸出魚の確認。

② 監視場所

- ・3重の網が設置されている場合は、その網の間の水域の2箇所と最下流の網に隣接する下流水域1箇所の合計3箇所とする。
- ・審査基準のただし書きによる網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、逸出防止措置が講じられている下流水域で3箇所の監視場所を設ける。

③ 監視頻度

- ・目視観察は原則毎日。
- ・電気ショッカー等での確認は毎月1回以上。

④ 逸出魚発見時の対策方法

オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、申請者は逸出魚が確認された翌日から、③に示す電気ショッカー等による確認の頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカー等による捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。捕獲場所は、②に示す当該監視場所及び同監視場所下流（下流への影響が大きいと考えられる水路に限る）の任意の最低3地点とする。

⑤ 洪水等の不測の事態発生時の対策方法

洪水等の不測の事態が発生した場合は、当該事態について速やかに内水面漁場管理委員会へ報告する。

当該事態が終息し監視が可能となった日から、④の逸出魚発見時と同様の対応により逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。ただし、確認の回数及び任意の捕獲場所の地点数については、事実ごとに内水面漁場管理委員会事務局の指示を受けることとする。

⑥ 監視記録方法

申請者は逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会に電子メール（PDF を添付する等）やファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(4) 指示の解除の有効期間について

3年間とする。

## 2 個別事項

- (1) 野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）、特段の事情があった場合は、その状況を観察・記録するとともに、「1 共通事項」の「(3) 逸出魚の監視体制について」の「④ 逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法」の洪水等不測の事態の発生時の対策方法 を行うものとする。
- (2) 逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できない、より効果的な施設の検討を進めていく。
- (3) 内水面漁場管理委員会が実施する逸出魚調査において、逸出魚と考えられる個体が確認された場合は、内水面漁場管理委員会と申請者で調整の上、逸出の原因究明に努めるとともに、捕獲等の対応を行うものとする。
- (4) 上記に記載されていない事項については、水域毎に内水面漁場管理委員会においてそれぞれ判断する。

## 逸出防止施設点検管理記録票

年 月 日					点検者名			責任者 確認印
時刻	施設	装置	除塵 清掃	網上 検査	網・スクリーンの損傷・隙間の有無			備考
					点検箇所			
					左右壁	下部	スクリーン・網本体	
～	御小屋 用水路	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
～	小丸山 用水路	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
～	池尻川	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
上記以外で 実施・発生 した内容と その対応		(例 1 ○○川の装置 3 において、××cm の穴が見られたため修繕を実施。ブラックバス等の逸出が 否定できないため、電気ショックにより、○○地点の捕獲を実施。ブラックバス等は捕獲さ れなかった(別紙捕獲状況参照)) (例 2 ○○川において緊急放水により本日○○時からすべての逸出装置が解放されている。○○時に は、放水が終了するため、放水終了後、速やかに監視を行い、逸出魚の確認を行うとともに、 電気ショックによる捕獲を実施予定)						
逸出防止装置の更新・補修後、申請書通りの機能・構造(目合い、高さ等)であることを確認しました。								<input type="checkbox"/>

## 逸出魚監視記録票

年 月 日					監視者名				責任者 確認印	
時刻	施設	監視 場所	目視 監視	捕獲 監視	捕獲した逸出魚の状況				捕獲後の 処置方法	備考
					バス類	種類	サイズ	数量		
～	御小屋 用水路	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					
～	小丸山 用水路	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					
～	池尻川	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					
～	関川	1	有・無	有・無	有・無					
		2	有・無	有・無	有・無					
		3	有・無	有・無	有・無					